平成25年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する 法律に基づく対応状況等に関する調査結果(概要版)

1 趣 旨

厚生労働省が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき 実施した「平成25年度における対応状況等の調査結果」のうち、山梨県の集計結果を公表する。

2 調査の概要

調査方法:養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待について、市町村からの報告

に基づき県全体を集計

調査対象:65歳以上の高齢者が被虐待者となった事例 対象期間:平成25年4月1日~平成26年3月31日

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

相談・通報相談件数

相談・通報受理件数は、5件であり、虐待と判断された件数は0件であった。

表 1 相談・通報対応件数

	H25 年度	H24 年度
相談・通報受理件数	5件	4件
虐待と判断された件数	0件	1件
被虐待者数	0人	1人

4 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1)相談・通報対応件数

相談・通報受理件数は218件、虐待と判断された件数は129件であった。相談・通報受理件数は前年度より27件増加し、虐待と判断された件数は19件の増加であった。

表 2 相談·通報対応件数

	H25 年度	H24 年度
相談・通報受理件数	218 件	191 件
虐待と判断された件数	129 件	110 件
被虐待者数	134 人	116人

(2)相談・通報者

「介護支援専門員」が35.7%と最も多く、次いで「家族・親族」が16.4%、「民生委員」が9.7%、「被虐待者本人」が7.6%であった。

表3 相談・通報者(複数回答)

(単位:人)

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民 ・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・ 親族	虐待者 自身	当該市 町村行 政職員	警察	その他	<u></u>
H25	85	12	15	13	23	18	39	3	16	7	7	238
年度	(35.7%)	(5.0%)	(6.3%)	(5.5%)	(9.7%)	(7.6%)	(16.4%)	(1.3%)	(6.7%)	(2.9%)	(2.9%)	(100%)
H24	72	21	14	17	13	33	25	3	9	10	3	220
年度	(32.7%)	(9.5%)	(6.4%)	(7.7%)	(5.9%)	(15.0%)	(11.4%)	(1.4%)	(4.1%)	(4.5%)	(1.4%)	(100%)

(注)1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報受理件数218件と一致しない。

(3)事実確認の状況

「事実確認調査を行った事例」は223件、「事実確認調査を行っていない事例」は2件であった。

「事実確認調査を行った事例」のうち、「立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例」は221件であり、その内訳は、「訪問調査により事実確認調査を行った事例」が164件、「関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が57件であった。

一方、「事実確認調査を行っていない事例」2件は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査を不要と判断した事例」であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった65件では1日(翌日)であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値については、回答のあった24件では2.5日であった。

表 4 事実確認調査の状況

(単位:件)

	H25 年度	H24 年度
事実確認調査を行った事例	223(99.1%)	196(99.5%)
立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	221 (98.2%)	192(97.5%)
訪問調査により事実確認調査を行った事例	164	141
関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	57	51
立入調査により事実確認調査を行った事例	2(0.9%)	4(2.0%)
(立入調査のうち)警察が同行した事例	2	2
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	0
(立入調査のうち)市町村が単独で実施した事例	0	2
事実確認調査を行っていない事例	2(0.9%)	1(0.5%)
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認		
調査不要と判断した事例	2	1
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は		
事実確認調査の要否を検討中の事例	0	0
計	225(100%)	197(100%)

(注)事実確認の実施状況には、平成24年度に相談・通報があったもののうち、平成25年度に 入って事実確認を行ったものが含まれるため、合計件数は平成25年度の相談・通報受理件 数218件と一致しない。

表 5 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

(単位:件)

	0 日	1日	2 日	3~6 日	7~13 日	14~20日	21~27日	28 日以上	計
H25 年度	31	12	7	8	5	1	0	1	65
H24 年度	35	12	3	6	9	3	3	6	77

中央值 H25年度:1日(翌日) H24年度:1日(翌日)

表 6 相談・通報の受理から虐待確認までの期間

(単位:件)

	0 日	1日	2 日	3~6 日	7~13 日	14~20日	21~27日	28 日以上	計
H25 年度	9	2	1	2	3	2	2	3	24
H24 年度	21	4	2	2	7	2	0	4	42

中央值 H25年度: 2.5日、H24年度: 1日(翌日)

(4)事実確認調査の結果

「事実確認調査を行った事例」223件のうち、市町村が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」(以下、「虐待判断事例」という。)は129件で、被虐待者は、134人であった。

(5)虐待の発生要因

最も回答が多い要因は「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」の35.0%、次いで「家庭における経済的困窮(経済的問題)」の30.0%、「被虐待高齢者の認知症の症状」の20.0% の順であった。

表 7 虐待の発生要因(複数回答)

(単位:件)

要因	H25 年度	H24 年度
虐待者の障害・疾病	10(16.7%)	22(16.7%)
虐待者の介護疲れ・介護ストレス	21(35.0%)	29(22.0%)
家庭における経済的困窮(経済的問題)	18(30.0%)	25(18.9%)
家庭における被虐待高齢者と虐待者の虐待発生までの人間関係	3(5.0%)	11(8.3%)
被虐待高齢者の認知症の症状	12(20.0%)	13(9.8%)
虐待者の知識や情報の不足	1(1.7%)	6(4.5%)
虐待者の性格や人格(に基づく言動)	2(3.3%)	15(11.4%)
虐待者の精神状態が安定しない	0(0.0%)	2(1.5%)
家庭における養護者の他家族(虐待者以外)との関係の悪さほか家	1(1.7%)	2(1.5%)
族関係の問題		
家庭におけるその他の要因	0(0.0%)	1(0.8%)
虐待者の飲酒の影響	2(3.3%)	2(1.5%)
虐待者側のその他の要因	3(5.0%)	1(0.8%)
虐待者の介護力の低下や不足	2(3.3%)	1(0.8%)
被虐待高齢者の精神障害(疑い含む)高次脳機能障害、知的障害、	2(3.3%)	0(0.0%)
認知機能の低下		
被虐待高齢者のその他の身体的自立度の低さ	4(6.7%)	2(1.5%)

(注)・H25 年度:回答のあった60件の事例を集計(構成割合は60件に対するもの)。

・H24 年度:回答のあった 132 件の事例を集計(構成割合は 132 件に対するもの)。

以下、虐待判断事例の総数129件(被虐待者数134人)を対象に、虐待の種別、被虐待者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

(注)1件の事例に対し、被虐待者が複数となる事例があるため、虐待判断事例の総数129件に対する被虐待者数は134人となる。

(6)虐待の内容

ア 虐待の種別

「身体的虐待」が61.9%と最も高く、次いで「心理的虐待」が37.3%、「介護等放棄」が26.1%、「経済的虐待」が23.9%であった。

表8 虐待の種別(複数回答)

(単位:人)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
H25 年度	83(61.9%)	35(26.1%)	50(37.3%)	1(0.7%)	32(23.9%)
H24 年度	71 (61.2%)	27(23.3%)	51 (44.0%)	0(0.0%)	28(24.1%)

(注)1人の被虐待者に対し、複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して 計上されるため、合計人数(H25:201人、H24:177人)は被虐待者の総数(H25:134人、 H24:116人)と一致しない。なお、%は被虐待者数(H25:134人、H24:116人)に対す る割合となっている。

イ 虐待の主な具体的内容

表 9 虐待の主な具体的内容

種別	主な具体的内容					
身体的虐待	暴力的行為、乱暴な扱い					
介護等放棄	排泄介助放棄、劣悪な住環境で生活させる					
心理的虐待	暴言、大声で怒鳴る、物を壊して脅す					
性的虐待	性行為の強要・性的暴力、裸体を放置					
経済的虐待	金銭搾取、年金の使い込み					

ウ 虐待の程度の深刻度

5段階評価で、「3-生命・身体・生活に著しい影響」が38.1%と最も多く、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が23.1%であった。一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は13.4%を占めた。

表10 虐待の程度の深刻度

(単位:人)

	1 - 生命・身	2	3 - 生命・身	4	5 - 生命・身	
	体・生活への		体・生活に著		体・生活に関	÷⊥
	影響や本人意		しい影響		する重大な	計
	思の無視等				危険	
H25 年度	31(23.1%)	18(13.4%)	51 (38.1%)	16(12.0%)	18(13.4%)	134(100%)
H24 年度	37(31.9%)	5(4.3%)	55(47.4%)	9(7.8%)	10(8.6%)	116(100%)

(7)被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢

性別では、「女性」が79.1%、「男性」が20.9%と「女性」が被虐待者の7割以上を占め、年齢階層別では、「80~84歳」が24.6%と最も多く、次いで「85~89歳」が23.2%、「90歳以上」が17.9%であった。被虐待者の76.9%が75歳以上であった。

表11 被虐待者の性別 (単位:人)

	H25 年度	H24 年度		
男性	28(20.9%)	29(25.0%)		
女性	106(79.1%)	87(75.0%)		
計	134(100%)	116(100%)		

表12 被虐待者の年齢階層

(イロ・バース・) (イロ・バ								
	65~69 歳	70~74 歳	75~79 歳	80~84 歳	85~89 歳	90 歳以上	不明	計
H25 年度	13(9.7%)	18(13.4%)	15(11.2%)	33(24.6%)	31(23.2%)	24(17.9%)	0(0%)	134(100%)
H24 年度	8(6.9%)	18(15.4%)	22(19.0%)	37(31.9%)	14(12.1%)	17(14.7%)	0(0%)	116(100%)

(単位・人)

イ 要介護認定者数

「認定済み」が70.9%であり、全体の約7割が介護保険は「認定済み」の状況であった。また、「未申請」は21.7%であった。

表13 被虐待者の介護保険申請状況 (単位:人)

DC : 0 1007111.	Z P N N N H H D N N D U	
	H25 年度	H24 年度
未申請	29(21.7%)	30(25.9%)
申請中	5(3.7%)	7(6.0%)
認定済み	95(70.9%)	71 (61.2%)
認定非該当(自立)	5(3.7%)	6(5.2%)
不明	0(0%)	2(1.7%)
計	134(100%)	116(100%)

ウ 要介護状態区分、認知症日常生活自立度及び障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) 上記イ「被虐待者の介護保険申請状況」(表13)において、「認定済み」であった95人 を対象とした「要介護状態区分」は、「要介護3以上」が48.4%であった。また、介護 保険認定済の者における認知症日常生活自立度は「自立度 以上」の者が87.4%、介護 保険認定済の者における障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)は、寝たきり度A以上 が84.2%であった。

表14 介護保険認定済みの者の要支援・要介護状態区分

(単位:人)

	H25 年度	H24 年度
要支援 1	2(2.1%)	1(1.4%)
要支援 2	7(7.3%)	4(5.6%)
要介護 1	20(21.1%)	14(19.7%)
要介護 2	20(21.1%)	9(12.7%)
要介護 3	21(22.1%)	17(23.9%)
要介護 4	19(20.0%)	20(28.2%)
要介護 5	6(6.3%)	6(8.5%)
不明	0(0%)	0(0%)
計	95(100%)	71(100%)
要介護 3 以上(再掲)	46(48.4%)	43(60.6%)

表 1 5 介護保険認定済みの者の認知症日常生活自立度

(単位:人)

	H25 年度	H24 年度
自立又は認知症なし	2(2.1%)	2(2.8%)
認知症日常生活自立度	10(10.5%)	11(15.5%)
認知症日常生活自立度	34(35.8%)	22(31.0%)
認知症日常生活自立度	38(40.0%)	20(28.2%)
認知症日常生活自立度	10(10.5%)	13(18.3%)
認知症日常生活自立度M	1(1.1%)	2(2.8%)
認知症はあるが自立度不明	0(0.0%)	1(1.4%)
認知症の有無が不明	0(0.0%)	0(0.0%)
計	95(100%)	71(100%)
自立度 以上(再掲)	83(87.4%)	58(81.7%)

表16 介護保険認定済みの者の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

(単位:人)

	H25 年度
自立	3(3.2%)
日常生活自立度(寝たきり度)J	12(12.6%)
日常生活自立度(寝たきり度)A	42(44.2%)
日常生活自立度(寝たきり度)B	30(31.6%)
日常生活自立度(寝たきり度)C	8(8.4%)
不明	0(0.0%)
計	95(100%)
日常生活自立度(寝たきり度)A以上再掲	80(84.2%)

エ 介護保険サービス利用状況及び内容

介護保険認定済みの者において、介護保険サービスを受けている人は93.7%であり、利用している介護保険サービスの中では「デイサービス」が71.1%と最も多く、次いで「ショートステイ」が20.0%であった。

表17 介護保険サービス利用状況

(単位:人)

	H25 年度
介護サービスを受けている	89(93.7%)
過去受けていたが判断時点では受けていない	1(1.0%)
過去も含め受けていない	5(5.3%)
不明	0(0.0%)
計	95(100%)

表18 介護保険サービスの内容(複数回答)

(単位:件数)

	介護サービスを受 けている	過去受けていた が判断時点では 受けていない	合計
訪問介護	15(16.9%)	0	15(16.7%)
訪問入浴介護	0	0	0
訪問看護	5(5.6%)	0	5(5.6%)
訪問リハビリテーション	1(1.1%)	0	1(1.1%)
居宅療養管理・訪問診療	0	0	0
デイサービス	64(71.9%)	0	64(71.1%)
デイケア (通所リハ)	3(3.4%)	1(100.0%)	4(4.4%)
福祉用具貸与等	6(6.7%)	0	6(6.7%)
住宅改修	0	0	0
グループホーム	0	0	0
小規模多機能	4(4.5%)	0	4(4.4%)
ショートステイ	18(20.2%)	0	18(20.0%)
老人保健施設	0	0	0
特別養護老人ホーム	0	0	0
有料老人ホーム・特定施設	1(1.1%)	0	1(1.1%)
介護療養型医療施設	0	0	0
複合型サービス	0	0	0
その他	0	0	0
詳細不明・特定不能	0	0	0

- (注)・一人の者が複数の介護保険サービスを受けることがあるため、合計した件数は、表 17 の「介護サービスを受けている」(89 人)及び「過去受けていたが判断時点では受けていない」(1人)と一致しない。
 - ・構成割合は表 17 の「介護サービスを受けている」(89 人)、「過去受けていたが判断時点では受けていない」(1 人)及び両者計(90 人)の人数に対するもの。

オ 介護保険サービスの利用状況と相談・通報者の関係

介護保険認定済みの者に対する虐待の相談・通報は、「介護支援専門員」が60.0%と 最も多く、次いで「家族・親族」の11.6%であった。

表19 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と相談・通報者の関係(複数回答)

(単位:人、%)

相談・対 介護保険サービ スの利用状況	通報者	事門員 介護支援	業所職員	従事者 医療機関	·知人 知人	民生委員	被虐待者 本人	家族。親族	自身	行政職員 当該市町村	警察	その他
介護サービスを受けてい	人数	57	9	5	2	3	2	11	0	2	2	1
გ	割合(%)	64.0	10.1	5.6	2.2	3.4	2.2	12.4	0	2.2	2.2	1.1
過去受けていたが判断	人数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
時点では受けていない	割合(%)	0	0	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0
過去も含め受けていな	人数	0	0	2	0	0	0	0	0	3	0	0
l1	割合(%)	0	0	40.0	0	0	0	0	0	60.0	0	0
合計	人数	57	9	8	2	3	2	11	0	5	2	1
H #1	割合(%)	60.0	9.5	8.4	2.1	3.2	2.1	11.6	0	5.3	2.1	1.1

(注)・1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの者に重複して計上されるため、合計した人数は表17の各項目の人数と一致しない。

・構成割合は表 17 の各項目の人数及びその合計に対するもの。

カ 介護保険サービスの利用状況と分離保護対応の関係

介護保険認定済みの者における分離保護対応の関係は、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」が64.2%と最も多く、次いで「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が32.6%であった。

表20 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と分離保護対応の関係

(単位:人、%)

分離保護	対応状況	被虐待者の保護と	被虐待者と虐待者	現在対応につい	その他	合計
介護保険サービ		して虐待者からの	を分離していない	て検討・調整中の		
スの利用状況		分離を行った事例	事例	事例		
介護サービスを受けて	人数	28	58	1	2	89
いる	割合(%)	31.5	65.2	1.1	2.2	100.0
過去受けていたが判断	人数	0	1	0	0	1
時点では受けていない	割合(%)	0	100.0	0	0	100.0
過去も含め受けていな	人数	3	2	0	0	5
61	割合(%)	60.0	40.0	0	0	100.0
合計	人数	31	61	1	2	95
	割合(%)	32.6	64.2	1.1	2.1	100.0

キ 介護保険サービスの利用状況と虐待の深刻度の関係

介護保険認定済みの者に対する虐待の深刻度は、「深刻度3」が37.9%と最も多く、次いで「深刻度1」が19.0%となっている。

表21 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と虐待の深刻度の関係

(単位:人、%)

虐待の深							
介護保険サービスの利用状況	深刻度1	深刻度2	待の深刻 深刻度3	深刻度4	深刻度5	合計	
介護サービスを受けている	人数	17	11	34	13	14	89
	割合(%)	19.1	12.4	38.2	14.6	15.7	100.0
過去受けていたが判断時点で	人数	0	0	1	0	0	1
は受けていない	割合(%)	0	0	100	0	0	100.0
過去も含め受けていない	人数	1	1	1	1	1	5
	割合(%)	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	100.0
۵÷۱	人数	18	12	36	14	15	95
合計	割合(%)	19.0	12.6	37.9	14.7	15.8	100.0

ク 虐待者との同居・別居

「虐待者とのみ同居」が43.3%、「虐待者及び他家族と同居」が43.3%と、86.6% が虐待者と同居であった。

表22 被虐待者における虐待者との同居の有無

(単位:人)

	虐待者とのみ	虐待者及び他	虐待者と	その他	計
	同居	家族と同居	別居		
H25 年度	58(43.3%)	58(43.3%)	15(11.2%)	3(2.2%)	134(100%)
H24 年度	53(45.7%)	50(43.1%)	12(10.3%)	1(0.9%)	116(100%)

ケ 家族形態

「未婚の子と同居」が28.4%と最も多く、次いで「子夫婦と同居」が20.1%であり、両者を合わせると48.5%であった。

表 2 3 家族形態 (単位:人)

	単独世帯	夫婦のみ	未婚の子	配偶者と	子夫婦と	その他	計
		世帯	と同居	離別・死別	同居		
				等した子			
				と同居			
H25 年度	8(6.0%)	22(16.4%)	38(28.4%)	23(17.2%)	27(20.1%)	16(11.9%)	134(100%)
H24 年度	7(6.1%)	21(18.1%)	34(29.3%)	18(15.5%)	26(22.4%)	10(8.6%)	116(100%)

(注)「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

コ 虐待者との関係

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「息子」が46.7%と最も多く、次いで「夫」の15.3%、「娘」11.3%の順であった。

表 2 4 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄(複数回答)

(単位:人)

	夫	妻	息子	娘	息子の配 偶者(嫁)	娘の配 偶者(婿)	兄弟 姉妹	孫	その他	計
H25	23	6	70	17	11	3	0	6	14	150
年度	(15.3%)	(4.0%)	(46.7%)	(11.3%)	(7.4%)	(2.0%)	(0%)	(4.0%)	(9.3%)	(100%)
H24	21	6	62	20	8	4	3	5	5	134
年度	(15.7%)	(4.5%)	(46.3%)	(14.9%)	(6.0%)	(3.0%)	(2.2%)	(3.7%)	(3.7%)	(100%)

(注)1件の事例に対し、複数の者から虐待を受けていた場合は、重複して計上されているため、 虐待と判断された件数(H25:129件、H24:110件)及び被虐待者数(H25:134人、H24:116人) と一致しない。

サ 虐待者の年齢

虐待者の年齢階級は、「40~49歳」及び「50~59歳」が20.0%と最も多く、次いで「60~64歳」が12.7%、「65~69歳」が9.3%の順であった。

表25 虐待者の年齢

(単位:人)

												<u> </u>
	40歳未 満	40~49 歳	50~59 歳	60~64 歳	65~69 歳	70~74 歳	75~79 歳	80~84 歳	85~89 歳	90歳以 上	不明	計
H25年度	19 (12.7%)	30 (20.0%)	30 (20.0%)	19 (12.7%)	14 (9.3%)	7 (4.7%)	9 (6.0%)	7 (4.7%)	4 (2.6%)	2 (1.3%)	9 (6.0%)	150 (100%)
H24年度	12 (8.9%)	33 (24.6%)	30 (22.4%)	2 (18.	5 . 7%)	28 (20.9%)				6 (4.5%)	134 (100%)	

(8)虐待への対応策について

ア 分離の有無

虐待の対応策については、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が 33.7%で、一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は64.0%であった。

表26 分離の有無

(単位:人)

	H25 年度	H24 年度
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	59(33.7%)	45(31.2%)
被虐待者と虐待者を分離していない事例	112(64.0%)	93(64.6%)
現在対応について検討・調整中の事例	2(1.1%)	2(1.4%)
その他	2(1.1%)	4(2.8%)
計	175(100%)	144(100%)

- (注)・平成25年度の虐待への対応には、平成24年度の虐待判断事例のうち、平成25年度 に入って対応を行ったものを含むため、合計人数175人は平成25年度の虐待判断事 例における被虐待者数134人と一致しない。
 - ・平成24年度の虐待への対応には、平成23年度の虐待判断事例のうち、平成24年度 に入って対応を行ったものを含むため、合計人数144人は平成24年度の虐待判断事 例における被虐待者数116人と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が35.6% と最も多く、次いで「緊急一時保護」が20.3%の順であった。

なお、「その他」20.3%の対応は、被虐待者の転居であった。

表 2 7 分離を行った事例の対応の内訳

(単位:人)

	H25 年度	H24 年度
契約による介護保険サービスの利用	21(35.6%)	17(37.7%)
やむを得ない事由等による措置	6(10.2%)	1(2.2%)
(上記のうち)面会の制限を行った事例	3	0
緊急一時保護	12(20.3%)	13(28.9%)
医療機関への一時入院	8(13.6%)	7(15.6%)
その他	12(20.3%)	7(15.6%)
計	59(100%)	45(100%)

ウ 分離していない事例の対応の内訳

分離していない事例の対応は、「養護者に対する助言・指導」が65.2%と最も高く、次いで、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が38.4%、「その他」が27.7%であった。

表28 分離していない事例の対応(複数回答)

(単位:件)

	H25 年度	H24 年度
経過観察(見守り)	11(9.8%)	20(21.5%)
養護者に対する助言・指導	73(65.2%)	47(50.5%)
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	3(2.7%)	1(1.1%)
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	11(9.8%)	25(26.9%)
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	43(38.4%)	24(25.8%)
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	9(8.0%)	5(5.4%)
その他	31(27.7%)	16(17.2%)

(注)構成割合は、分離していない事例における被虐待者(H25:112人、H24:93人)に対するもの。

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度は、「利用開始済」が11人、「利用手続き中」が1人であり、これらを合わせた12人のうち市町村長申立の事例は8人であった。また、日常生活自立支援事業の利用は7人であった。

表29 権利擁護に関する対応

(単位:人)

	H25 年度	H24 年度
成年後見制度利用開始済	11	1
成年後見制度利用手続き中	1	4
上記のうち市町村長申立の事例	8	3
日常生活自立支援事業の利用	7	8

(9)虐待等による死亡事例

「介護している親族による、介護をめぐって発生した事例で、被介護者が 65 歳以上、かつ 虐待等により死亡に至った事例」は、本県ではなかった。

【参考 用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域 包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、 介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

・「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話 をしている家族、親族、同居人等が該当する。